

ファクトリーニューに関する考え方

次の①、②、③いずれか一つの条件を満たすこと

- ①原製造業者から直接QUOTATION及びCOCが得られること
- ②DISTRIBUTORからのQUOTATION及び原製造業者のCOC並びに原製造業者とDISTRIBUTORの繋がりを証明するレター等が得られること
- ③製造委託業者のQUOTATION及びCOCが得られ、かつ製造委託業者と原製造業者の繋がりを証明するレター等が得られること

* 原製造業者：①部品を設計・製造した製造業者
②部品を設計・製造した製造業者から技術資料、工業所有権等が移管された製造業者
③部品を設計・製造した製造業者から技術資料、工業所有権等が移管された外国機関

概念図

